

工事成績採点表（完成、既成部分、中間）

Table with columns for project details (所属年度, 工事番号, 事務所名, etc.), evaluation items (検査項目), and scores (加減点合計, 評定点計, etc.).

※1 65点 + 1~3の評定(加減点合計) + 4~6の評定(加減点合計) = 評定点。各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。
※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

工事成績採点表（完成、既成部分、中間）

Table with columns for project details (所属年度, 工事番号, 事務所名, etc.), evaluation items (検査項目), and scores (加減点合計, 評定点計, etc.).

※1 65点 + 1~3の評定(加減点合計) + 4~6の評定(加減点合計) = 評定点。各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。
※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

## 工 事 成 績 評 定 表 (完成、既成部分、中間)

年 月 日

事務所名:

工 事 名			
請 負 代 金 額	当初:	円	最終: 円
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
完 成 年 月 日	年 月 日		
完 成 検 査 年 月 日	年 月 日		
既成部分検査年月日	第1回:	年 月 日	第2回: 年 月 日
中間検査年月日	第1回:	年 月 日	第2回: 年 月 日 第3回: 年 月 日
受 注 者 氏 名			
現 場 代 理 人 氏 名			
主任・監理技術者氏名			
担当係長(監督員)所属・氏名			印
			印
担当課長所属・氏名			印
完成検査員所属・氏名			印
第1回 既成部分、検査員所属・氏名			
第2回 既成部分、検査員所属・氏名			
第1回 中間検査、検査員所属・氏名			
第2回 中間検査、検査員所属・氏名			
第3回 中間検査、検査員所属・氏名			
① 担当係長(監督員)評定点			点
② 担当課長評定点			点
③ 既成部分、中間検査員評定点			点
④ 完成検査員評定点			点
⑤ 法令遵守等			点
⑥ 評 定 点 合 計			点

注1) 既成部分、中間検査があった場合

$$\text{評定点合計 } ⑥ = (① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ③ \times 0.2 + ④ \times 0.2) - ⑤$$

既成部分、中間検査がなかった場合

$$\text{評定点合計 } ⑥ = (① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ④ \times 0.4) - ⑤$$

- 既成部分、中間検査が2回以上あった場合、評定点は既成部分、中間検査を合わせた平均点を記入する。
- 担当係長(監督員)、担当課(室)長、検査員の評定点は少数第1位までとする。
- 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ⑤法令遵守等は、担当課(室)長が記入する。
- 既成部分検査、中間検査の検査員の職氏名欄については、当該検査員以外は押印不要。

## 工 事 成 績 評 定 表 (完成、既成部分、中間)

平成 年 月 日

事務所名:

工 事 名			
請 負 代 金 額	当初:	円	最終: 円
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
完 成 年 月 日	平成 年 月 日		
完 成 検 査 年 月 日	平成 年 月 日		
既成部分検査年月日	第1回:	平成 年 月 日	第2回: 平成 年 月 日
中間検査年月日	第1回:	平成 年 月 日	第2回: 平成 年 月 日 第3回: 平成 年 月 日
受 注 者 氏 名			
現 場 代 理 人 氏 名			
主任・監理技術者氏名			
担当係長(監督員)所属・氏名			印
			印
担当課長所属・氏名			印
完成検査員所属・氏名			印
第1回 既成部分、検査員所属・氏名			
第2回 既成部分、検査員所属・氏名			
第1回 中間検査、検査員所属・氏名			
第2回 中間検査、検査員所属・氏名			
第3回 中間検査、検査員所属・氏名			
① 担当係長(監督員)評定点			点
② 担当課長評定点			点
③ 既成部分、中間検査員評定点			点
④ 完成検査員評定点			点
⑤ 法令遵守等			点
⑥ 評 定 点 合 計			点

注1) 既成部分、中間検査があった場合

$$\text{評定点合計 } ⑥ = (① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ③ \times 0.2 + ④ \times 0.2) - ⑤$$

既成部分、中間検査がなかった場合

$$\text{評定点合計 } ⑥ = (① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ④ \times 0.4) - ⑤$$

- 既成部分、中間検査が2回以上あった場合、評定点は既成部分、中間検査を合わせた平均点を記入する。
- 担当係長(監督員)、担当課(室)長、検査員の評定点は少数第1位までとする。
- 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ⑤法令遵守等は、担当課(室)長が記入する。
- 既成部分検査、中間検査の検査員の職氏名欄については、当該検査員以外は押印不要。

工事成績採点表の考査項目別運用表

担当係長(監督員)

考査項目	細別	a			b		c		d		e							
		適切である			ほぼ適切である		他の評価に該当しない		やや不適切である		不適切である							
2. 施工状況	III. 安全対策	<input type="checkbox"/>										<input type="checkbox"/>						
<p>[評価対象項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 災害防止協議会等を1回/月以上行っており、記録が整備されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施しており、記録が整備されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映しており、記録が整備されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</li> <li><input type="checkbox"/> 過積載防止に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> 店社パトロールを定期的に実施し、記録が整備されている。(労働安全衛生法により店社安全衛生管理者の選任が義務付けられている工事のみ適用)</li> <li><input type="checkbox"/> 各種安全パトロールで指摘を受けなかった。または、指摘を受けた<u>軽微な事項</u>について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全パトロール、TBM(ツールボックスミーティング)、KY(危険予知活動)等を実施し記録が整備されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。</li> <li><input type="checkbox"/> 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用い実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。</li> <li><input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> その他(理由: _____)</li> </ul> <p>●判断基準</p> <table border="0"> <tr> <td>評価値が90%以上.....</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>評価値が80%以上90%未満.....</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>評価値が80%未満.....</td> <td>c</td> </tr> </table> <p>※事故については下記の「事故」欄をチェックし安全対策の評価を1ランク下げる。ただし、不問で処分した案件、もらい事故及び交通事故は含まない。</p> <p><input type="checkbox"/> 事故(理由: _____)</p>													評価値が90%以上.....	a	評価値が80%以上90%未満.....	b	評価値が80%未満.....	c
評価値が90%以上.....	a																	
評価値が80%以上90%未満.....	b																	
評価値が80%未満.....	c																	
<p style="text-align: center;">_____ / _____ = _____ %</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p> </div>																		

工事成績採点表の考査項目別運用表

担当係長(監督員)

考査項目	細別	a			b		c		d		e							
		適切である			ほぼ適切である		他の評価に該当しない		やや不適切である		不適切である							
2. 施工状況	III. 安全対策	<input type="checkbox"/>										<input type="checkbox"/>						
<p>[評価対象項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 災害防止協議会等を1回/月以上行っており、記録が整備されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施しており、記録が整備されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映しており、記録が整備されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</li> <li><input type="checkbox"/> 過積載防止に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> 店社パトロールを定期的に実施し、記録が整備されている。(労働安全衛生法により店社安全衛生管理者の選任が義務付けられている工事のみ適用)</li> <li><input type="checkbox"/> 各種安全パトロールで指摘を受けなかった。または、指摘を受けた<u>事項</u>について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全パトロール、TBM(ツールボックスミーティング)、KY(危険予知活動)等を実施し記録が整備されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。</li> <li><input type="checkbox"/> 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用い実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。</li> <li><input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> その他(理由: _____)</li> </ul> <p>●判断基準</p> <table border="0"> <tr> <td>評価値が90%以上.....</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>評価値が80%以上90%未満.....</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>評価値が80%未満.....</td> <td>c</td> </tr> </table> <p>※事故については下記の「事故」欄をチェックし安全対策の評価を1ランク下げる。ただし、不問で処分した案件、もらい事故及び交通事故は含まない。</p> <p><input type="checkbox"/> 事故(理由: _____)</p>													評価値が90%以上.....	a	評価値が80%以上90%未満.....	b	評価値が80%未満.....	c
評価値が90%以上.....	a																	
評価値が80%以上90%未満.....	b																	
評価値が80%未満.....	c																	
<p style="text-align: center;">_____ / _____ = _____ %</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p> </div>																		

工事成績採点表の審査項目別運用表

(担当課長)

		<p>(8.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。</li> </ul> <p>(9.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業現場が広範囲に分布している工事。</li> </ul> <p>(10.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。</li> <li>その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。</li> <li>一般船舶の航行が多く、工事実施にあたり、関係機関等との調整及び施工上の制約が多い工事。</li> <li>有線電気通信法による届出が必要アレド電波障害対策工事で、困難な調整を行った建築工事。</li> <li>特に困難な調整を要する他工事(近接工区)が複数ある建築工事。</li> <li>外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある建築工事。</li> <li>施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい建築工事。</li> <li>平成30年に発生した災害の復旧工事。(2019年度までに発注する工事に限る)</li> </ul>
	<p>Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p><input type="checkbox"/> 15. その他 (理由: )</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>(11.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川内の橋脚工事等において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。</li> <li>支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。</li> <li>施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。</li> </ul> <p>(12.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>港湾、海岸、海上又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。</li> <li>潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。</li> <li>潮流が早い又は潮位差が大きい海域のため、施工工程及び作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事。</li> <li>施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や戻回等に制約を受けた工事。</li> </ul> <p>(13.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。</li> <li>斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。</li> <li>土石流危険渓流に指定された区域内における工事</li> <li>逆巻施工の対応が必要な工事</li> </ul> <p>(14.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事</li> </ul> <p>(15.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。</li> <li>その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事</li> <li>冬期施工のため、大規模な防寒冬囲いをする必要があり、冬の発生温度の管理や施工スペースの制限を受けた建築工事。</li> <li>液状化対策工法や地盤改良を伴う建築工事</li> </ul>
	<p>Ⅳ長期工事における安全確保への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。</p> <p><input type="checkbox"/> 17. その他 (理由: )</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上点が付けば6点の加点とする。</p>	
評価	<p>評点: _____ 点</p>	【工事特性の詳細評価】

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。  
 ※2. 担当係長(監督員)が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない  
 ※3. 評価にあたっては、担当係長(監督員)等の意見も参考に評価する。

工事成績採点表の審査項目別運用表

(担当課長)

		<p>(8.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。</li> </ul> <p>(9.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業現場が広範囲に分布している工事。</li> </ul> <p>(10.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。</li> <li>その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。</li> <li>一般船舶の航行が多く、工事実施にあたり、関係機関等との調整及び施工上の制約が多い工事。</li> <li>有線電気通信法による届出が必要アレド電波障害対策工事で、困難な調整を行った建築工事。</li> <li>特に困難な調整を要する他工事(近接工区)が複数ある建築工事。</li> <li>外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある建築工事。</li> <li>施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい建築工事。</li> <li>平成30年に発生した災害の復旧工事。</li> </ul>
	<p>Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p><input type="checkbox"/> 15. その他 (理由: )</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>(11.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川内の橋脚工事等において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。</li> <li>支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。</li> <li>施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。</li> </ul> <p>(12.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>港湾、海岸、海上又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。</li> <li>潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。</li> <li>潮流が早い又は潮位差が大きい海域のため、施工工程及び作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事。</li> <li>施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や戻回等に制約を受けた工事。</li> </ul> <p>(13.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。</li> <li>斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。</li> <li>土石流危険渓流に指定された区域内における工事</li> <li>逆巻施工の対応が必要な工事</li> </ul> <p>(14.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事</li> </ul> <p>(15.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。</li> <li>その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事</li> <li>冬期施工のため、大規模な防寒冬囲いをする必要があり、冬の発生温度の管理や施工スペースの制限を受けた建築工事。</li> <li>液状化対策工法や地盤改良を伴う建築工事</li> </ul>
	<p>Ⅳ長期工事における安全確保への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。</p> <p><input type="checkbox"/> 17. その他 (理由: )</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上点が付けば6点の加点とする。</p>	
評価	<p>評点: _____ 点</p>	【工事特性の詳細評価】

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。  
 ※2. 担当係長(監督員)が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない  
 ※3. 評価にあたっては、担当係長(監督員)等の意見も参考に評価する。

工事成績採点表の審査項目別運用表

(担当課長)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																				
7. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>-15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td>-13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>-10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5. 文書注意(指示処分(建設業法第28条第1項)等)</td> <td>-8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6. 口頭注意(指導(建設業法第41条第1項)、是正勧告等)</td> <td>-5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 安全管理が不適切であったことから工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合(不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。)</td> <td>-3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8. その他(理由: )</td> <td>-点</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	-20点	<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点	<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	-13点	<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-10点	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意(指示処分(建設業法第28条第1項)等)	-8点	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意(指導(建設業法第41条第1項)、是正勧告等)	-5点	<input type="checkbox"/> 7. 安全管理が不適切であったことから工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合(不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点	<input type="checkbox"/> 8. その他(理由: )	-点	<input type="checkbox"/> 該当項目なし	<p>※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。(他工事現場での違反は評価しない。)</p> <p>※竣工検査当日までの処分内容で評価する。ただし、評定を修正する場合を除く。</p>
措置内容	点数																				
<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	-20点																				
<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点																				
<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	-13点																				
<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-10点																				
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意(指示処分(建設業法第28条第1項)等)	-8点																				
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意(指導(建設業法第41条第1項)、是正勧告等)	-5点																				
<input type="checkbox"/> 7. 安全管理が不適切であったことから工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合(不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点																				
<input type="checkbox"/> 8. その他(理由: )	-点																				
	<p>① 本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価落札方式における技術提案等が、受注者の責により履行されなかった場合は、「8. その他」の項目で減する措置を行う。(任意点数)</p>																				
	<p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</li> <li>2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</li> <li>3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</li> <li>4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は告訴された。</li> <li>6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。</li> <li>7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li>8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</li> <li>10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。</li> <li>11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</li> <li>12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>14. <b>受注業者や下請等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。</b></li> <li>15. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害事故を起こした。</li> <li>16. 現場内事故報告義務違反等の契約約款、仕様書等に違反する事実が判明した。</li> <li>17. 総合評価落札方式における技術提案等が受注者の責により履行されていない。</li> <li>18. 社会保険等未加入建設業者を下請負人(二次以下)の下請契約を含む。)とした。(発注者が特別の事情を有しないと認めた場合、又は特別の事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合)</li> </ul>																				

工事成績採点表の審査項目別運用表

(担当課長)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																				
7. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>-15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td>-13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>-10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5. 文書注意(指示処分(建設業法第28条第1項)等)</td> <td>-8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6. 口頭注意(指導(建設業法第41条第1項)、是正勧告等)</td> <td>-5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 安全管理が不適切であったことから工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合(不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。)</td> <td>-3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8. その他(理由: )</td> <td>-点</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	-20点	<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点	<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	-13点	<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-10点	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意(指示処分(建設業法第28条第1項)等)	-8点	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意(指導(建設業法第41条第1項)、是正勧告等)	-5点	<input type="checkbox"/> 7. 安全管理が不適切であったことから工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合(不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点	<input type="checkbox"/> 8. その他(理由: )	-点	<input type="checkbox"/> 該当項目なし	<p>※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。(他工事現場での違反は評価しない。)</p> <p>※竣工検査当日までの処分内容で評価する。ただし、評定を修正する場合を除く。</p>
措置内容	点数																				
<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	-20点																				
<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点																				
<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	-13点																				
<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-10点																				
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意(指示処分(建設業法第28条第1項)等)	-8点																				
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意(指導(建設業法第41条第1項)、是正勧告等)	-5点																				
<input type="checkbox"/> 7. 安全管理が不適切であったことから工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合(不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点																				
<input type="checkbox"/> 8. その他(理由: )	-点																				
	<p>① 本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価落札方式における技術提案等が、受注者の責により履行されなかった場合は、「8. その他」の項目で減する措置を行う。(任意点数)</p>																				
	<p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</li> <li>2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</li> <li>3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</li> <li>4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は告訴された。</li> <li>6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。</li> <li>7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li>8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</li> <li>10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。</li> <li>11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</li> <li>12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害事故を起こした。</li> <li>15. 現場内事故報告義務違反等の契約約款、仕様書等に違反する事実が判明した。</li> <li>16. 総合評価落札方式における技術提案等が受注者の責により履行されていない。</li> <li>17. 社会保険等未加入建設業者を下請負人(二次以下)の下請契約を含む。)とした。(発注者が特別の事情を有しないと認めた場合、又は特別の事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合)</li> </ul>																				

## 新旧対照表

○工事成績評定要領の改正について（平成31年2月13日付け30土（技）第765号）

新	旧
<p>附 則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する<u>工事</u>（平成 32 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う<u>工事に限る。</u>）に適用する。</p>	<p>附 則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する<u>工事から適用する。</u></p>

附 則  
この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。